

ゴルフツーリズムコーディネーター養成事業業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項

1 事業概要・目的

兵庫県には、質・量ともに全国トップクラスのゴルフ場が立地しており、神戸空港から1時間以内の距離にも100以上のゴルフ場がある。

この良好なアクセスと神戸空港国際化の好機を活かし、ゴルフと本県の強みである神戸ビーフや日本酒などのテロワール、温泉などのリトリート、国産ゴルフアイアン発祥地をはじめとする観光コンテンツを組み合わせた「ゴルフ+α」の体験を提供する「ゴルフツーリズム」を推進することにより、インバウンド誘客を強化する。

このため、公益社団法人ひょうご観光本部（以下「観光本部」という。）において、FITを中心とする訪日ゴルファーを主なターゲットとして、ゴルフ場の予約等の手配業務やマナー指導、添乗業務を担うとともに、優良なガイドとしてゴルフツーリズムを総合的にコーディネートする専門人材を養成する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで

3 業務委託料

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 応募資格

本プロポーザルへ応募することができる者は、次のすべてを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、観光本部との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - オ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表者を選出し、応募等本部とのやり取りについては代表者が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、すべての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1グループにつき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
 - エ 代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

5 公募スケジュール

公募開始	令和8年6月15日（月）
質疑の受付	令和8年6月15日（月）～6月18日（木）17時まで
質疑に対する回答	令和8年6月22日（月）（予定）
参加表明	令和8年6月23日（火）17時まで
応募書類の提出	令和8年6月29日（月）17時まで
審査	令和8年7月上旬
契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

6 提案に係る手続

(1) 参加表明

本プロポーザルに応募する意思がある者は、令和8年6月23日（火）17時までに参加表明書（様式1（押印不要））を電子メールにて送付すること。

(2) 質疑の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年6月18日（木）17時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。（様式任意）

ウ 質疑に対する回答

原則、観光本部のホームページにおいて、すべての質問及び回答を公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、応募書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。

(3) 提案募集期間

令和8年6月29日（月）17時まで

※ 締切後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（A4用紙15枚以内）（様式任意）

イ 見積書（様式任意）

ウ 暴力団の排除に関する誓約書（様式2（押印不要））

(5) 提出先

「11 事務局」まで

(6) 提出方法

事務局に電子メールにより提出し、電話にて受信確認を行うこと。

(7) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等

を行うことがある。

ウ 提案に係るすべての費用は応募者の負担とする。

エ 参加表明書提出後に応募を取りやめる場合、及び応募書類提出後に辞退する場合は、その旨と理由を事務局まで電子メールにより連絡すること。

7 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、別紙審査基準案に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も高い評価を得た応募者を受託候補者として選定する。また、1位の者が複数の場合は、会長が受託候補者を決定する。

なお、審査は原則として書面にて実施する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、事務局から応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

ア 「4 応募資格」に該当しない場合

イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ ほかの応募者との談合、協調行為が疑われる場合

エ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行うこと

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査を実施する。ただし、審査の結果、受託候補者を選定しない場合がある。

8 選定の取消し

(1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。

(2) 受託候補者として選定された者が、委託契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したときは、選定を取り消す場合がある。

9 契約締結に関する事項

(1) 受託候補者に選定された者と委託契約締結に向けた協議を行う。この協議の結果、観光本部と受託候補者双方で確認のうえ、提案内容を修正し、又は変更し契約を締結する場合がある。

(2) 受託候補者は、原則として、7(2)の結果通知日の翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、双方の負担とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。

- (4) 受託候補者となった者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、観光本部は審査の結果が時点だった者と契約を締結することができる。その場合、該当者に対して、別途その旨を通知する。
- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は受託候補者決定後に締結する契約書による。

11 問合せ先・事務局

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662
E-mail：minoshima@hyogo-tourism.jp

審査基準案

評価項目	視点	配点
1 業務理解度の評価		
事業背景と目的の理解	県のポテンシャルを活かしたゴルフツーリズムによるインバウンド誘客強化という目的や施策の背景を理解し、専門人材を育成する意義を捉えた提案となっているか。	10
2 企画構成の評価		
全体企画構成	募集から研修、修了後の活躍までを見越し、一貫性があるとともに、仕様書の内容を網羅するだけでなく、研修効果を高める工夫が含まれた提案となっているか。	10
KPI達成に向けたアプローチ	目標数値（KPI）達成に向けたアプローチが明確となっており、実現性の高い手法が提案されているか。	5
3 企画提案内容の評価		
受講生の募集	ゴルフツーリズムコーディネーターとしての素地を有する人材に対し、効果的な媒体を活用した適切なアプローチが可能か。	5
座学研修	ゴルフ知識、マナー、FIT対応、兵庫の観光資源など、多角的なカリキュラムが生まれ、専門性の高い講師の選定や受講者の理解度を確認・向上させるための運営上の工夫がなされているか。	10
実地研修	外国人モニターや講師などに専門性の高い人選がなされており、実践を意識した具体性のある研修となっているか。	15
交流会	研修後の具体的な活動やネットワーク構築を見据えた交流の場として、効果的な提案となっているか。	15
4 実施体制		
円滑な運営能力	実現性の高いスケジュールや業務計画が提案されており、適切に進捗管理を行うとともに、事務局との迅速な連携が図れる体制となっているか。	5
ネットワーク	海外ゴルファーを呼び込むという専門性の高さを前提に、海外エージェントとのつながりや県内ゴルフ場との強固な信頼関係・既存ネットワークを有しているか。	20
5 予算		
見積りの妥当性	各業務実施に係る費用が具体的に積算され、かつ妥当であるか。	5